3 [略]	[略]	現児用規格適用食品(食品、添加物等の [略] 乳児用規格適用食品(食品、添加物等の [略] いる食品を主要原料とする食品の規格が適用される食品をいう。以下同じ。)	な 欄 販 食 用 十 す 、 は 売 品 お す 六 る の に お ま で ま の ば げ る 連 用 厚 品 府	改正後	○食品表示基準(平成二十七年内閣府令第十号)(抄)
3 [同上]	[[匝	現内	な欄販食 用十するこれでは 用売品 お手食の はげる連 用厚品府	改 正 前	(傍線部分は改正部分)

○食品表示基準(平成二十七年内閣府令第十号)(抄) 別表第十九(第四条、第五条関係)

表示事項

略 食品

(傍線部分は改正部分)

乳等命令第二条の定義に従った種類別 表示の方法 別表第十九(第四条、第五条関係) 乳 同上 食品 種類別 表示事項 ルク又はラクトアイスの別を表示するにあってはアイスクリーム、アイスミロセスチーズの別、アイスクリーム類ズにあってはナチュラルチーズ又はプズにあってはナチュラルチーズ又はプリーが発行第二条の定義に従った種類別 を表示する。 一条の定義に従った種類別 表示の方法

	[同上]				[略]
同上]				[略]	
		ク又はラクトアイスの別を表示するあってはアイスクリーム、アイスミ	ルク又はラクにあってはア		
		つ川、アイスァリームナチュラルチーズ又はこの場合において、チ	マに 表スあ 示		
種類別	乳製品	_	乳等命令第一	種類別	乳製品
同上]				[略]	
類別	乳種	- 名。 - 二年の定義に従った種類別	を表示する。	種類別	乳